

公益社団法人日本コンクリート工学会
コンクリート診断士講習会受講料、試験受験料、登録料
及び研修会受講料等に関する内規

平成11年10月2日 制定
平成25年12月26日 改正
令和元年6月17日 改正

(目的)

第1条 コンクリート診断士(以下「診断士」という。)講習会の受講料、診断士試験の受験料、診断士の登録料及び診断士研修会の受講料等の金額については、この内規の定めるところによる。

(講習会受講料)

第2条 受講料は、22,000 円(消費税込、テキスト含む)とする。

(受験願書類)

第3条 受験願書類は、一式 1,000 円(消費税込)とする。

(受験料)

第4条 受験料は、11,000 円(消費税込)とする。

(登録料)

第5条 登録料及び再登録料は、1回の登録につき 7,000 円(消費税込、登録証及び登録者証(カード)の発行を含む。)とする。

(発行手数料)

第6条 登録証及び登録者証(カード)の再発行手数料は、次の通りとする。

(1) 登録証 1通につき 1,320 円(消費税込)とする。

(2) 登録者証(カード) 1通につき 1,500 円(消費税込)とする。

2. 英文登録証明書の発行・再発行手数料は、次の通りとする。

英文登録証明書 1通につき 1,320 円(消費税込)とする。

(研修会受講料)

第7条 研修会受講料は、8,800 円(消費税込)とする。

(所管と改廃)

第8条 この内規は、総務財務委員会が所管し、その改廃は理事会が決定する。

附 則

1. この内規は、平成11年10月2日から実施する。
2. この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。
3. この内規の改正は、令和元年10月1日に消費税引き上げが施行された場合に効力を有し、令和元年10月1日から施行する。

コンクリート診断士講習会受講料、試験受験料、登録料

および研修会受講料等に関する内規

平成 11 年 10 月 2 日 制定

平成 25 年 12 月 26 日 改正

(目 的)

第1条 コンクリート診断士(以下、診断士という)講習会の受講料、診断士試験の受験料、診断士の登録料および診断士研修会の受講料、等の金額については、この内規の定めるところによる。

(講習会受講料)

第2条 受講料は、21,600 円 (消費税込、テキスト含む) とする。

(受験願書類)

第3条 受験願書類は、一式 1,000 円 (郵送料込、消費税込) とする。

(受験料)

第4条 受験料は、10,800 円 (消費税込) とする。

(登録料)

第5条 登録料および再登録料は、1 回の登録につき 6,700 円 (消費税込、登録証および登録者証の発行を含む) とする。別途、英文登録証明書を発行する場合は、1 通につき 830 円 (消費税込) とする。

(再発行手数料)

第6条 登録証および登録者証 (カード) の再発行手数料は次の通りとする。

登録証	1 通につき	1,240 円 (消費税込) とする。
登録者証 (カード)	1 通につき	1,550 円 (消費税込) とする。

2. 英文登録証明書の再発行手数料は次の通りとする。

英文登録証明書	1 通につき	830 円 (消費税込) とする。
---------	--------	-------------------

(研修会受講料)

研修会受講料は、8,640 円 (消費税込) とする。

(所管と改廃)

第 8 条 この内規は、総務財務委員会が所管し、その改廃は理事会が決定する。

付 則

1. この内規は、平成 11 年 10 月 2 日より実施する。
2. この内規の改正は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。